熊本県建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る事務処理要項

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要項は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２章　建築物エネルギー消費性能確保計画に関する図書

（建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に添えるべき図書）

第２条　省令第3条第1項（省令第9条の規定により準用する場合を含む。）に規定する知事が必要と認める図書は、法第29条第3項に規定する他の建築物について法第11条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請をする場合、法第30条第１項の規定による認定（法第31条第1項の規定による計画の変更認定を含む。）の通知書及び建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認することに必要な図書の写しとする。

２　前項の図書を添付されることにより、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな場合は、省令第3条第3項の規定により同条第１項の表の（い）項に掲げる各種計算書の添付を要しない。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の証明に関する図書）

第３条　建築主は、省令第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を知事に求める場合は、性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書（様式第１号）の正本及び副本に省令第4条第１項に規定する図書を添えて知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の申請に係る変更が軽微な変更に該当していると認めたときは、性能確保計画軽微変更該当証明書（様式第２号）に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に交付するものとする。

３　知事は、第１項の申請に係る変更が軽微な変更に該当しないと認めたときは、軽微な変更に該当しない旨の通知書（様式第３号）に、第１項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

４　知事は、申請に係る変更が軽微な変更に該当するかどうか決定できないときは、その旨を書面（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請の取下げ）

第４条　前条第１項の申請者が、その申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第５号）を知事に提出するものとする。

（要確認特定建築行為の完了検査申請に係る添付図書）

第５条　建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工事完了の通知をする際に、当該申請又は通知に係る計画が法第11条第１項の規定に基づく要確認特定建築行為に該当する場合は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40条）第４条の規定に基づく検査の申請書に、以下の各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1)省エネ基準工事監理報告書（様式第６号）（工事監理者の氏名の記載のあるものに限る。）

(2) 法第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に省令第５条の規定による軽微な変更があった場合は、軽微な変更説明書（様式第７号）

２　前項第２号の軽微な変更説明書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付するものとする。

(1)省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更の場合　変更内容説明書Ａ（様式第７号別紙）及び変更内容を説明するための図書

(2)一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更の場合　変更内容説明書Ｂ（様式第７号別紙）及び変更内容を説明するための図書

(3)前２号に掲げる変更以外の変更の場合　省令第13条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面及びその申請に要した図書の写し

第３章　雑則

（雑則）

第６条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

　　　附　則

　この要項は、平成２９年５月２４日から施行する。

　 附　則

　この要項は、令和２年３月２６日から施行する。

　 附　則

　この要項は、令和２年５月２８日から施行する。

　 附　則

　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

　 附　則

　この要項は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条第１項関係）

性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

年　　月　　日

熊本県知事　様

提出者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１３条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第５条（同規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

１　軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定

【適合判定通知書番号又は軽微変更該当証明書番号】　　　　　第　　　　　　　号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】　　　　　　年　　月　　日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

２　軽微な変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付欄 | 軽微変更該当証明書番号欄 | 決裁欄 |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |
| 第 　　　　　　号 | 第　　　　　　　　　 号 |
| 係員印 | 係員印 |

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式第２号（第３条第２項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１３条の規定による

性能確保計画軽微変更該当証明書

第　　　　　　号

　　年　　月　　日

建築主　様

　　　　　熊本県知事　　　　　　　印

　下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条（同規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

１．申請年月日　　　　　　　　　　　年　　月　　日

２．建築物の敷地の地名地番

３．建築物又はその部分の概要

４．変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式第３号（第３条第３項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条の規定による

軽微な変更に該当しない旨の通知書

第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

熊本県知事　　　　　　　印

　下記の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条の軽微な変更に該当しないものであると認めましたので、通知します。

記

１．申請年月日

２．建築物の敷地の地名地番

３．理由

教示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第４号（第３条第４項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条の規定による

軽微な変更に該当するかどうかを決定できない旨の通知書

第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

熊本県知事　　　　　　印

　下記の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条の軽微な変更に該当するかどうかを決定できないので、通知します。

記

１．申請年月日

２．建築物の敷地の地名地番

３．理由

教示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第５号（第４条関係）

取下届

　　年　　月　　日

熊本県知事　様

届出者の住所又は

主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１３条の規定に基づく軽微変更該当証明書交付申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

１．申請年月日

２．建築物の敷地の地名地番

３．取下げ理由

４．建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合判定通知書の番号、交付日及び交付者

番号：　第　　　　　　　　　号

交付日：　　　　年　　月　　日

交付者：

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付欄 | 決　裁　欄 | |
| 年　　月　　日 |  | 年　　月　　日 |
| 第　　　　　　 　号 | 第　　　　　　 　号 |
| 係員印 | 係員印 |

（注意）

１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２．届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第７号（第５条第１項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

（第一面）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

建築主事　様

建築主氏名

下記の申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) 建築物等の名称 |  | |
| (2) 建築物等の所在地 |  | |
| (3) 省エネ適合判定年月日・番号 |  | |
| (4) 建築物の用途 | □ 住宅　　　　　□ 非住宅 | |
| (5) 変更の内容 | | |
| □A　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更  □B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更  □C　再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。） | | |
| (6）備　考 | | |
|  | | |
| （注意）  １．この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。  ２．（4）変更の内容において、Ａにチェックした場合には変更内容説明書Ａに、Ｂにチェックした場合は変更内容説明書Ｂに必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ｃにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。 | | 受付欄 |
|  |

様式第７号別紙（第５条第２項関係）

変更内容説明書Ａ（住宅・標準計算）

**[Ａ　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]**

|  |
| --- |
| ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる |
| 次の①から④に該当する変更  □　①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更  □　②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更  □　③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）  □　④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

様式第７号別紙（第５条第２項関係）

変更内容説明書Ａ（非住宅・モデル建物法）

**[Ａ　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]**

|  |
| --- |
| ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる |
| □　① 建築物の高さ又は外周長の減少  □　② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少  □　③ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む）  □　④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設  □　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載したうえで、変更内容を示す図書を添付してください。 |

様式第７号別紙（第５条第２項関係）

変更内容説明書Ｂ（住宅・標準計算）

**[B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]**

|  |
| --- |
| ・変更前のBEI＝　（　　　　　　）　≦　0.9 |
| ・変更内容は、①または②に該当する変更となる |
| * ①　床面積 |
| 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10％を超えない増減 |
| ・変更前のUA値＝（　　　）≦（　　　）×0.9、  変更前のηAC値＝（　　　）≦（　　　）×0.9 |
| □　②　外皮に係る変更で以下のいずれか |
| □　開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更  □　変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更  □　変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更  □　基礎断熱の基礎形状等の変更 |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

様式第７号別紙（第５条第２項関係）

変更内容説明書Ｂ（非住宅・モデル建物法）

**[Ｂ　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]**

|  |
| --- |
| ・変更前のＢＥＩ＝（　　　）≦　（　　　 ）×0.9 |
| ・変更となる設備の概要 |
| □　空気調和設備  変更内容記入欄 |
| □　機械換気設備  変更内容記入欄 |
| □　照明設備  変更内容記入欄 |
| □　給湯設備  変更内容記入欄 |
| □　太陽光発電  変更内容記入欄 |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、変更内容説明書Ｂ　別紙に必要事項を記入したうえで、変更内容を示す図書を添付してください。 |

様式第７号別紙（第５条第２項関係）

変更内容説明書Ｂ　別紙（非住宅・モデル建物法）

**[空気調和設備関係]**

|  |
| --- |
| 次に掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （１）外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加 |
| 外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加の確認 |
| 変更内容　　　□断熱材種類　　□断熱材厚み  　　変更する方位　□全方位　　　　□一部方位のみ（方位　　　　　　　　）  変更前・変更後の平均熱貫流率  　　変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加 |
| 変更内容　　　□ガラス種類　　□ブラインドの有無  　　変更する方位　□全方位　　　　□一部方位のみ（方位　　　　　　　　）  変更前・変更後の平均熱貫流率  　　変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　　）％ |
| （２）熱源機器の平均効率について１０％を超えない低下 |
| 平均熱源効率（冷房平均ＣＯＰ） |
| 変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の平均熱源効率  変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　　）％ |
| 平均熱源効率（暖房平均ＣＯＰ） |
| 変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の平均熱源効率  変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　）％ |

様式第７号別紙（第５条第２項関係）

変更内容説明書Ｂ　別紙（非住宅・モデル建物法）

**[機械換気設備関係]**

|  |
| --- |
| 評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （１）送風機の電動機出力について１０％を超えない増加 |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の送風機の電動機出力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の送風機の電動機出力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| （２）計算対象床面積について５％を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ） |
| 室用途（　駐車場　）  変更前・変更後の床面積  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　厨　房　）  変更前・変更後の床面積  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |

**[照明設備関係]**

|  |
| --- |
| 評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （１）単位面積あたりの照明器具の消費電力について１０％を超えない増加 |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |

様式第７号別紙（第５条第２項関係）

変更内容説明書Ｂ　別紙（非住宅・モデル建物法）

**[給湯設備関係]**

|  |
| --- |
| 評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（１）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （１）給湯機器の平均効率について１０％を超えない低下 |
| 湯の使用用途（　　　　　　　　　　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の平均効率  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　減少率（　　　）％ |
| 湯の使用用途（　　　　　　　　　　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の平均効率  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　減少率（　　　）％ |
| 湯の使用用途（　　　　　　　　　　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の平均効率  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　減少率（　　　）％ |

**[太陽光発電関係]**

|  |
| --- |
| 下表掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （１）太陽電池アレイのシステム容量について２％を超えない減少 |
| 変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量  　　変更前　システム容量の合計値（　　　　　　）  　　変更後　システム容量の合計値（　　　　　　）  変更前・変更後のシステム容量減少率（　　　）％ |
| （２）パネル方位角について３０度を超えない変更かつ傾斜角について１０度を超えない  変更 |
| パネル番号（　　　　　）  パネル方位角　□３０度を超えない変更　（　　　）度変更  　　パネル傾斜角　□１０度を超えない変更　（　　　）度変更 |
| パネル番号（　　　　　）  パネル方位角　□３０度を超えない変更　（　　　）度変更  　　パネル傾斜角　□１０度を超えない変更　（　　　）度変更 |